⑵　競争参加資格（全省庁統一資格）
①　平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加地域を九州・沖縄地域として申請していること。
平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を平成31年４月１日時点において受けていること。
競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
⑶　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑷　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹　本調達案件に事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出することはできない。
⑺　入札説明書に示す履行実績があることを証明した者であること。
⑻　本調達案件の配置予定管理技術者が、入札説明書に示す資格・業務経験を有する者であること。
⑼　「業務実施方針」について、全ての項目の提案が未提出でないこと、かつ、１項目でも不適切な提案がないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。
ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。イ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。イ）において同じ。）の関係にある場合
イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。
ただし、ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
ア）一方の会社の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
⑾　入札説明書の交付を直接受けた者であること。

３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒895―0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番２号　国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所経理課契約係　藤崎　政義　電話0996―22―3272　内線224
⑵　入札説明書の交付場所及び交付方法
①　〒895―0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番２号　国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所調査課電気通信係　元村　公一　電話099―22―3359　内線282
②　郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
⑶　電子調達システムのＵＲＬ
https://www.geps.go.jp/
⑷　電子調達システム、持参及び郵送等による申請書等の提出期限　平成31年１月28日12時00分
⑸　電子調達システム、持参及び郵送等による入札書の提出期限　平成31年２月27日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成31年２月28日15時00分　国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所入札室

４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　本調達案件の入札に参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、下記により提出しなければならない。
①　電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を作成し、上記３⑷に示す提出期限までにこれを上記３⑶に示すＵＲＬに電子調達システムを利用し、提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を作成し、上記３⑷に示す提出期限までにこれを上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　落札対象　申請書等を基に、分任支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。
⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した者のした入札は無効とする。
なお、平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写しを落札決定日までに提出しなければならない。提出がなければ、本入札は無効とする。
⑹　契約書の作成の要否　要。
⑺　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。
ただし、本調達案件は、品質確保のための体制その他の履行体制の確保状況を確認し、履行内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行案件である。
申請書等及び入札書を提出した入札者であって、本公告２の競争参加資格をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値の最も大きいものをもって落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち得点の合計を入札価格で除して得た数値の最も大きいものを落札者とすることがある。
また、原則として、当該入札の執行において入札回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑻　手続における交渉の有無　無。
⑼　入札書（履行体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑽　本調達案件に関する詳細は入札説明書による。